

山形県PTA連合会母親委員会会則

第1条 本会の名称

本会は山形県PTA連合会母親委員会という。

第2条 本会の位置づけ

本会は山形県PTA会員からなり、山形県PTA連合会の組織の中に置く。

第3条 本会の目的

本会は各郡・市PTA母親委員会と連携し、子どもたちの心身のすこやかな育ちのため、家庭教育のあり方について情報交換や研修等による学びの場とするとともに、女性リーダー育成に励む。

第4条 本会の活動

本会は前条の目的達成のために、次の活動や情報交換を行う。

- (1) 子どもの様子や母親委員会活動の情報交換を行う。
- (2) 子育て・家庭教育のあり方、親としての資質向上等についての研修を行う。
- (3) 県PTA連合会の総会、理事会等に参画する。
- (4) 各種PTA研究・研修大会に参加する。
- (5) その他

第5条 本会の構成

本会は山形県内の各郡・市PTA連合会より、母親委員1名をもって構成する。

第6条 本会会員の選出方法

本会の母親委員の選出については、各郡・市に一任する。

第7条 本会の役員

本会には、次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

第8条 本会の役員を選出方法

各郡・市の母親委員の中から互選する。

第9条 本会の役員の仕事

本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、本会の目的達成につとめる。
- (2) 委員長は山形県PTA連合会理事となる。
- (3) 副委員長は山形県PTA連合会理事となり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

第10条 本会の役員の任期

役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。

第11条 本会会則の改正

本会会則を改正する場合は、山形県PTA連合会理事会に承認を得なければならない。

附 則

1. この会則は平成 5 年 6 月 22 日より実施する。
2. この会則は平成 19 年 4 月 1 日より改正施行する。
3. この会則は平成 28 年 6 月 1 日より改正施行する。
4. この会則は令和元年 5 月 31 日より改正施行する。